

るいは個別経営など中小生産者への貸賃により地主組合化する事である。第3は「生産森組」自体の本来的生産森組への転化であり、漁協の自営、漁業生産組合、業種別組合への発展に類似する。しかし、資本制生産下の中小生産者の生産森組は常に発展の困難性、脆弱性につきまといわれる。

#### 参 考 文 献

新川伝助：日本漁業における資本主義の発達、東洋経済新報社 1958

黒沢一清：漁業協同組合の漁業権管理について（「戦後協同組合の性格」）、御茶の水書房 1959

筒井迪夫：林野団体の現存諸形態とその性質—森林組合の団体としての存在条件を理解する前提として—、林業経済、No.176、1963

## 46. 対馬における林野の利用と所有の変遷

九州大学農学部 ○野 口 俊 邦  
黒 田 迪 夫

対馬林業の発展過程、とくに今日の育林段階に重きを置いて主題に接近したいと思う。

1. 木庭作期（旧藩時代～大正初期）藩政期には山林という呼称はなく、すべて木庭と呼ばれ、焼畑耕作地として利用された。木庭は耕地と同様に、公役人（本百姓）の惣有であり、年貢の対称とされた。明治の地租改正の後、耕地は個人分割されていったが、山林は給人（士族）の知行地を除いてはほとんど部落惣有の山林として留まった。これに伴って山林の共有権を持つ給人および本百姓からなる本戸制度が確立されていった。

### 2. 製炭期（大正中期～戦前）

対馬が商品経済の中にひき込まれるのは、日本資本主義が大陸へ進出していった大正年間である。大陸進出によって中国、朝鮮に木炭市場（買手）並びに労働力市場（売手）が開かれ、本土から入ってきた商人資本による企業的製炭が、朝鮮人、中国人および地元零細農を焼子として大規模に展開されていった。しかし昭和14年の120万俵をピークとして敗戦による大陸市場の喪失、外国人焼子の帰国によって企業的製炭は大きく衰退し、商人資本に従属した本戸層の自営製炭が小規模ながら存続していった。

### 3. 用材採取期（戦後10年）

木炭生産の減少に伴い、構造用材、パルプ用材の生産が次第に増大してきた。天然のマツ及び残存する天然広葉樹のパルプ原木利用がそれである。この段階は

本土産業資本の対馬進出によってもたらされ、地元農民は立木販売による地代取得者、あるいは伐採、搬出の林業賃労働者へと転化していった。もちろん兼業形態としてはあるが。

### 4. 育林期（昭和30年以後）

天然マツ林の枯渇および広葉樹材の大巾な減少によって昭和30年頃から次第に育林ブームが対馬をおそってきた。しかし、この育林行為は下からの盛り上がりというよりは、むしろ国家的あるいは地方自治体の施策としての造林補助、融資、分収設定等によって強力に上から押し進められた、といった方が適切であろう。ともあれ、このような国家的資源政策としての造林促進は、対馬農民および林野所有にどのような変化をもたらしたであろうか。

対馬は耕地面積が狭く（1戸当り5.6反）低生産性と相まって農業生産の基盤は極めて脆弱であり、多くの農民にとっては自給生産すら不可能である。しかるにパルプ原木材はすでに枯渇し、造林されたスギ、ヒノキは幼令で伐採できず、結局、公社造林、県行造林等の造林、下刈および土木工事、水産業等の賃稼ぎが大きな生計の支えとなっている。一方、林業は長期の積立貯金的存在となり、冠婚葬祭等の出費のかきむおりに、土地ぐるみ売却う傾向が強まっている。それらの山林の多くは商人資本によって集積されている。

峰村のH氏は在村の商人であるが、雑貨商、木炭問屋によって資本を蓄積し、40年程前に集積した山林は木炭事業の失敗で一旦手放したが、昭和20年から再び

山林購入に着手している。彼の購入山林は、ほとんど全て造林地で、昭和20年20年生スギ1町、昭和35年20年生スギ1町、昭和33年雑木、スギ混交林30～40町と集積し、今日実測200町程を所有している。

もう一戸の例、S氏は先代（明治20年頃）から峰村に住みつき、呉服、雑貨商によって資本を蓄積した。山林の集積は、昭和29年2.2町（元個人有）、30年6.6町（2個人から）、35年1町（23人共有の1株）、36年1.15町（元個人有）、38年3.36町（43人共有の41株）計14.31町（いずれも台帳面積）と進んでいる。これらの山林は、いずれも天然広葉樹林であり、購入後植林している点、H氏とは全く異なっており、さらにS氏の場合、共有林の株を集中している点が注目される。

## 5. 結 論

旧藩時代から実に強固に継持されてきた本戸群によ

る山林の独占、その中から共有林の分割が進むと同時に、商人を中心とする新興勢力によってこれらの分割林野及び私有林の集積がかなり急速に行われている。これらの事実から次のような結論に至る。

育林の発展は山林の私的占有をもたらし（個人分割が進む）、農業における自給基盤が脆弱であり、現金収入源の乏しい対馬にあっては、長期に渡る無報酬的な投資に耐えることは、多くの農民にとってほとんど不可能であり、その結果、農民による造林放棄、あるいは、たとえ造林しても経営続行の放棄（＝農民的育林業の挫折）がなされ、商業活動によって富を蓄積した新興商人勢力に山林が集積されているということである。つまり、育林段階において、農民は林野利用および林野所有から排除され、商人の山林地主化が進んでいる、というのが対馬の現状である。

## 47. 山林作業の安全管理に関する研究（第3報）

—九州の国有林製品生産事業における労務災害多発傾向者の安全規則に対する態度について—

|            |    |   |   |   |
|------------|----|---|---|---|
| 宮崎大学農学部    | ○中 | 島 | 能 | 道 |
| 九州大学農学部    | 塩  | 谷 |   | 勉 |
| 鹿児島労働基準監督署 | 山  | 崎 | 征 | 雄 |

### 1. ま え が き

宮崎県内の4つの営林署において作業員の安全規則遵守規範の測定を試み、作業員中の無災害者（36年度～40年度）と災害多発傾向者（36年度～40年度に3件以上の災害を受けた者全員）との間に、安全規則に対する態度のいちじるしい差を見いだすことができたので、その結果について若干の考察をおこなった。

### 2. 安全規則に対する作業員態度の区分

宮崎県における4つの営林署（日向、西都、宮崎、飫肥）の作業員に、表・1に示すような質問紙を配布し、この調査の目的および回答の仕方を説明した後、回答を求めた。

表・1 安全規則に対する作業員態度測定の質問紙

#### (1) 想定事項

あなたが、営林署の安全管理担当係官から頼まれて、「安全規則の違反者を監視する仕事」をしている場面を頭にえがいてください。

1人の見知らぬ作業員が、明らかに安全規則違反の作業をしていましたので、あなたが注意しますと、その人は「やあ、ばれたか」といいました。